

## 春日部市公園等の美化実施に関する手数料交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの促進並びに都市公園及びちびっこ広場等（以下「公園等」という。）を常時良好な状態に保つことによる公園等の安全性の向上並びに近隣住民による住民参加型の公園運営の実現のため、市と公園等の美化実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結している団体に対し、手数料を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 市と協定を新たに締結又は継続しようとする団体（以下「美化実施団体」という。）は、春日部市公園等美化実施計画書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める図書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する計画書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めたものについては、春日部市美化実施団体と公園等の美化実施に関する協定書（様式第2号）を取り交わすものとする。

(交付対象)

第3条 市長は、前条第2項の規定により、美化実施団体と協定を締結した場合には、その美化実施団体に対し、予算の範囲内で手数料を交付するものとする。

(協定内容)

第4条 美化実施団体が行う協定内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園等内及び周辺の年3回以上の除草及び落葉、ごみ等の清掃
- (2) 公園等施設の異状の報告
- (3) 第1号に規定する除草及び清掃の実施によって発生したごみ、草等の回収及び取りまとめ

(協定期間)

第5条 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、当該期間が満了する6か月前までに美化実施団体から解除等の申出がない場合は、更に1年協定期間を延長することができるものとし、以後同様とする。

(手数料の額)

第6条 手数料の額は、年額とし、協定の対象となった公園等の面積に40円を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に7,500円を加えた額とする。ただし、年度の途中で新たに協定の締結又は協定の解除等となった場合

は、その発生日を含めた月割りで算出するものとする。

2 協定期間内において、当該公園等の面積に変更等があった場合には、その発生日を含めた月割りで算出した額を支払うものとする。

(協定の解除)

第7条 美化実施団体は、公園等の美化実施に関する協定を解除しようとするときは、協定を解除する6か月前までに春日部市公園等の美化実施に関する協定解除申出書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、美化活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

(1) 前項に規定する申出をしたとき。

(2) 第4条各号に掲げる協定内容を適切に履行されていないと認められるとき。

(3) その他美化実施を行うものとしてふさわしくないと認められるとき。

3 市長は、前項の規定により協定を解除したときは、春日部市公園等の美化実施に関する協定解除通知書(様式第4号)を美化実施団体に通知するものとする。

(報告書の提出)

第8条 美化実施団体は、当該年度の公園等の美化実施作業を完了したときは、春日部市公園等美化実施報告書(様式第5号)を作成し、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(完了確認の通知)

第9条 市長は、当該公園等が年間を通して良好に維持管理され、かつ、提出された春日部市公園等美化実施報告書が適当であると認められた場合、春日部市公園等美化実施完了確認通知書(様式第6号)により当該美化実施団体に通知するものとする。

(請求書の提出)

第10条 前条の作業完了確認の通知を受けた美化実施団体は、速やかに手数料の交付に関する請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(手数料の交付)

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、手数料を交付するものとする。

(手数料の返還)

第12条 市長は、手数料の交付を受けた者に不正な行為があったと認めるときは、既に交付した手数料の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市公園等の美化実施に関する手数料交付要綱の廃止)

2 春日部市公園等の美化実施に関する手数料交付要綱（平成30年3月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。